

1. 隣接校選択制導入にあたっての考え方

(1) 導入の経過等

平成9年1月27日、文部省（当時）は、各市町村教育委員会において、地域の実情に応じ、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うことができるように「通学区域制度の弾力的運用について」を通知した。

さらに、平成15年3月31日に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、①市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するに当たって、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることを明確にし、②市町村教育委員会が指定した就学校に対する保護者の申立てに基づき、市町村教育委員会が就学校指定を変更する際の要件及び手続きに関し、必要な事項を定め、公表するものとした。

本区は、23区の中でもいち早く学校選択制を導入し、平成13年度から区立小・中学校に入学する予定者を対象に、「隣接校選択制」による通学区域の弾力化を実施した。

この「隣接校選択制」は、他の自治体で導入している区（市）内全域から自由に選択する方式や、区（市）内をいくつかのブロックに分けて選択する方式に比べ、選ぶことのできる学校は通学区域が接している学校に限定されている。この制度は、これまでに培ってきた学校と地域の関係に配慮するとともに、従来の指定校変更の際の約9割が隣接する学校を選んでいったことから、ほぼ学校選択の希望を充足できるという考えに基づいている。

(2) 他区の状況

現在23区では19区が学校選択制を導入しており、各区の選択制導入状況は、以下のとおりである。

	自由選択	隣接校選択	ブロック選択	特認校制	導入なし
小学校	7区	6区	1区	1区	8区
中学校	16区	3区	—	—	4区

※学校選択制の概略は、以下のとおり。

- ・自由選択制： 当該区の全ての学校について、選択を認める制度
- ・隣接校選択制： 隣接する学区域の学校について、選択を認める制度
- ・ブロック選択制： 当該区をブロックに分け、そのブロック内の選択を認める制度
- ・特認校制： 特定の学校についてのみ、当該区の全域から選択を認める制度

(3) 学校選択制の意義

本制度導入の意義は次のとおりである。

- ① これからの教育改革の一環として、各学校が特色ある教育を推進し、学校教育の活性化が図られる。

- ② 保護者、児童・生徒が自らの意思で学校を選択できる幅を拡大する。
- ③ 区民、保護者に向けて学校情報を積極的に発信することにより、開かれた学校づくりに寄与する。

2. 隣接校選択制の実施状況等

(1) 希望申請件数の推移

	小学校			中学校		
	学齢簿数	希望数	%	学齢簿数	希望数	%
平成13年度	1,373	170	12.4%	1,411	133	9.4%
平成14年度	1,265	201	15.9%	1,401	145	10.3%
平成15年度	1,388	222	16.0%	1,343	232	17.3%
平成16年度	1,317	259	19.7%	1,372	222	16.2%
平成17年度	1,373	290	21.1%	1,308	232	17.7%
平成18年度	1,341	294	21.9%	1,283	227	17.7%
平成19年度	1,352	298	22.0%	1,328	164	12.3%
平成20年度	1,440	306	21.3%	1,309	172	13.1%
平成21年度	1,410	304	21.6%	1,377	202	14.7%

※年度は入学年度。学齢簿数は、小・中学校とも希望申請受付終了日現在の人数。平成21年度は、小学校が20年10月27日現在、中学校が20年10月31日現在

(2) 学校の選択理由

①小学校の年度別希望理由上位5

	1	2	3	4	5
平成13年度	友人関係 (29.6%)	通学距離・安 全性(25.7%)	兄姉・親類が 在籍(10.9%)	校風・教育方 針(7.4%)	引越予定 (6.5%)
平成14年度	友人関係 (21.0%)	通学距離・安 全性(18.1%)	兄姉・親類が 在籍(8.7%)	学校見学 (6.8%)	校風・教育方 針(5.2%)
平成15年度	友人関係 (23.1%)	通学距離・安 全性(15.1%)	兄姉・親類が 在籍(14.7%)	学校見学 (9.0%)	校風・教育方 針(6.7%)
平成16年度	通学距離・安 全性(16.9%)	兄姉・親類が 在籍(16.4%)	友人関係 (15.9%)	校風・教育方 針(9.4%)	学校見学 (7.7%)
平成17年度	通学距離・安 全性(19.2%)	兄姉・親類が 在籍(16.8%)	友人関係 (12.7%)	校風・教育方 針(11.6%)	学校見学 (6.8%)
平成18年度	兄姉・親類が 在籍(16.8%)	友人関係 (15.3%)	通学距離・安 全性(14.8%)	校風・教育方 針(10.2%)	学校規模が大 きい(6.2%)

平成19年度	兄弟・親類が 在籍(20.0%)	通学距離・安 全性(17.4%)	友人関係 (16.5%)	施設・環境 (7.9%)	学校見学 (6.7%)
平成20年度	兄弟・親類が 在籍(24.5%)	通学距離・安 全性(15.3%)	友人関係 (14.1%)	学校見学 (8.7%)	校風・教育方 針 (6.3%)
平成21年度	兄弟・親類が 在籍(24.8%)	通学距離・安 全性(16.0%)	友人関係 (12.1%)	学校規模が大 きい(8.0%)	学校見学 (6.1%)

※年度は入学年度

小学校では、「兄・姉・親類が在籍」「通学距離・安全性」「友人関係」が上位を占めている。小学校を選ぶ際には、子どもたちの今までの人間関係や通学上の安全面が重視される傾向にある。

また、「校風・教育方針」や「学校見学」も比較的上位の理由である。

②中学校の年度別希望理由上位5

	1	2	3	4	5
平成13年度	友人関係 (33.5%)	通学距離・安 全性(20.3%)	部活 (15.8%)	本人希望 (13.3%)	兄弟・親類が 在籍(9.5%)
平成14年度	部活 (18.0%)	通学距離・安 全性(16.9%)	友人関係 (12.0%)	本人希望 (13.3%)	小学校の指 定校(8.2%)
平成15年度	友人関係 (17.9%)	部活 (16.4%)	学校統合 (10.8%)	施設・環境 (9.0%)	通学距離・安 全性(7.7%)
平成16年度	部活 (15.1%)	友人関係 (14.2%)	通学距離・安 全性(11.0%)	本人希望 (10.2%)	学校統合 (9.9%)
平成17年度	部活 (17.3%)	通学距離・安 全性(16.0%)	友人関係 (11.0%)	校風・教育方 針(11.0%)	本人希望 (7.9%)
平成18年度	部活 (23.7%)	友人関係 (17.6%)	通学距離・安 全性(12.5%)	兄弟・親類が 在籍(9.3%)	本人希望 (8.6%)
平成19年度	友人関係 (26.5%)	通学距離・安 全性(15.5%)	本人希望 (14.3%)	校風・教育方 針(13.5%)	部活 (13.1%)
平成20年度	部活 (15.1%)	友人関係 (13.4%)	通学距離・安 全性(12.0%)	小学校の指 定校(10.3%)	本人希望 (7.5%)
平成21年度	友人関係 (21.9%)	小学校の指 定校(14.0%)	部活 (11.0%)	通学距離・安 全性(10.6%)	本人希望 (7.9%)

※年度は入学年度

中学校では、小学校と同様に「友人関係」「通学距離・安全性」などのほか、「部活」「本人希望」「小学校の指定校」が上位を占めている。

中学校を選ぶ際には、子どもたちの「今までの人間関係」や「通学上の安全面」以外に「部活の状況」が重視される傾向にある。

(3) 隣接校選択制の受入れ枠の設定と抽選の実施

隣接校の受入れ枠は、各校原則40人であるが、学校施設の状況等により、受入れ枠をあらかじめ制限した。

① 抽選の受入れ枠

抽選校	20年度	19年度
目白小学校	20人	20人
仰高小学校	35人	(未実施)
千登世橋中学校	20人	20人

② 抽選実施結果

抽選年度	20年度			19年度		
	希望	受入れ枠	落選	希望	受入れ枠	落選
目白小学校	59人	20人	39人	53人	20人	33人
仰高小学校	45人	35人	※	41人 (抽選未実施)		
千登世橋中学校	40人	20人	20人	46人	20人	26人

※仰高小学校については、10人を補欠とした

3. 平成21年度の入学児童・生徒の状況（隣接校選択結果）

隣接校選択制等により、実際に入学した児童・生徒数は下表のとおりである。

21年度の隣接校選択制による入学は、小学校で約19%、中学校では約14%であり、小学校で約13%、中学校で約36%が豊島区立以外の学校に入学している。

① 平成21年度の小学校入学数（平成21年4月7日現在）

	入学予定の児童数	隣接校選択		その他増減	入学数
		(増、減)	差引		
仰高小	39	(+21、-3)	+18	+7	64
駒込小	77	(+1、-9)	-8	-17	52
巣鴨小	60	(+1、-13)	-12	-12	36
清和小	43	(+25、-7)	+18	-1	60
西巣鴨小	51	(+14、-11)	+3	-1	53
豊成小	59	(+11、-20)	-9	-4	46
朋有小	73	(+20、-3)	+17	-3	87
朝日小	50	(+1、-23)	-22	-11	17
池袋一小	63	(+4、-6)	-2	-12	49
池袋二小	47	(+6、-11)	-5	-4	38
池袋三小	90	(+1、-13)	-12	-16	62
池袋小	62	(+8、-11)	-3	-24	35
文成小	45	(+5、-6)	-1	-6	38
南池袋小	100	(+5、-14)	-9	-10	81

高南小	65	(+1、-10)	-9	-13	43
目白小	61	(+30、-3)	+27	-7	81
長崎小	32	(+0、-15)	-15	0	17
要小	49	(+20、-15)	+5	-3	51
椎名町小	51	(+6、-8)	-2	-7	42
富士見台小	50	(+14、-6)	+8	-13	45
千早小	66	(+17、-8)	+9	-6	69
高松小	65	(+16、-3)	+13	+1	79
さくら小	80	(+3、-12)	-9	-8	63
計	1,378	(+230、-230)	0	-170	1,208

※入学予定の児童数は、平成20年9月8日現在の数

※ その他では170人の減員となっており、例年小学校入学予定児童の約1割強が区立小学校以外に入学し、平成21年度の区立小学校の入学率は88%となっている。

※ その他の増減のうち、減の主な要因は、転出(135人)、私立(114人)、国立・都立(52人)、他区就学(33人)、増の主な要因は、転入(105人)、区域外就学(41人)である。

① 平成21年度の中学校入学数(平成21年4月7日現在)

	入学予定 の生徒数	隣接校選択		その他増減	入学数
		(増、減)	差引		
駒込中	137	(+17、-6)	+11	-74	74
巣鴨北中	187	(+14、-21)	-7	-29	151
西巣鴨中	124	(+10、-20)	-10	-62	52
池袋中	153	(+10、-5)	+5	-49	109
西池袋中	208	(+13、-40)	-27	-56	125
千登世橋中	219	(+23、-1)	+22	-87	154
千川中	122	(+21、-13)	+8	-24	106
明豊中	203	(+16、-18)	-2	-81	120
計	1,353	(+124、-124)	0	-462	891

※入学予定の生徒数は、平成20年9月8日現在の数

※ その他の減員は462人となっており、区立中学校への入学率は、21年度は、66%である。

※ その他の増減のうち、減の主な要因は、私立(450人)、転出(73人)、他区就学(50人)、国立・都立(49人)、増の主な要因は、転入(50人)、区域外就学(102人)である。

※ 区域外102人の増のうち、多いのは北区55人、板橋区34人である。

4. 児童・生徒数の推移

区立小・中学校の児童生徒数は、小学生は昭和33年度の33,997人、中学生は昭和37年度の16,613人をピークに減少が続いており、現在小学生は最盛期の約5分の1に、中学生は約6分の1に減少している（資料3）。

また、小学校1校当りの児童数は、平成12年度に258人と最小になり、以後、微増ないし横這いの傾向を示している。中学校の1校当りの生徒数は、平成15年度に246人と最小になり、以後、微増の傾向を示している。

児童生徒数の減少に伴い、豊島区では平成11年度以降、計画的な小中学校統合を実施した結果、小学校は29校から23校に、中学校は13校から8校になっている。

5. 小・中学校保護者、教育関係団体等の選択制に対する意向

(1) 保護者の意向

①保護者の意向調査結果

平成16年度、18年度及び21年度に実施した、区立小学校6年生の保護者及び中学校2年生の保護者の悉皆調査では、回答者の7割以上が学校選択制に賛成の意向を示している。

	対象者	選択制の賛否			アンケート回収数
		選択制賛成	学区域制	その他	
16年度	小学6年保護者	79.3%	12.1%	8.6%	—
	中学1年保護者	78.3%	16.3%	5.4%	—
18年度	小学6年保護者	76.2%	14.8%	9.0%	1,019件
	中学2年保護者	81.4%	11.0%	7.6%	674件
21年度	小学6年保護者	70.7%	8.7%	20.6%	994件
	中学2年保護者	70.8%	8.4%	20.8%	695件

※「選択制」は、「隣接校選択制のままがよい」「区内をいくつかのブロックに分けて範囲を広げる方がよい」「区内全域から選べる方がよい」と答えた方の計。

※21年度調査では、選択肢に「よくわからない」を追加し、上記の表では「その他」に含めた。

②学校説明会でのアンケート調査結果

小学校入学相談会、中学校説明会で実施しているアンケートでは、保護者の8割以上が、選択制に賛成の意向を示している。

	小学校入学相談会アンケート		中学校説明会アンケート	
	選択制賛成	アンケート回収数	選択制賛成	アンケート回収数
16年度	94%	82件	94%	61件
17年度	96%	89件	94%	47件
18年度	99%	105件	99%	89件

19年度	98%	97件	94%	44件
20年度	90%	104件	85%	60件
21年度	81%	113件	85%	126件

(2) 教育関係団体等の選択制に対する意向

平成21年度に実施したアンケート調査では選択制の賛成は、関係団体は48.1%、教員は43.6%、保育園、幼稚園の保護者は58.1%となった。

	対象者	学校選択制の賛否			アンケート回収数
		選択制賛成	学区制	その他	
21年度	関係団体	48.1%	30.1%	21.8%	183件
	教員	43.6%	40.2%	16.2%	388件
	保育園幼稚園の保護者	58.1%	10.4%	31.5%	222件
(再掲) 21年度	小学6年保護者	70.7%	8.7%	20.6%	994件
	中学2年保護者	70.8%	8.4%	20.8%	695件

(3) 意向調査のまとめ

平成16年度・18年度に「豊島区立学校保護者等意識・意向調査」を実施し、保護者の意向を把握した。およそ50%の保護者が「現状のまま（隣接校選択制）がよい」と回答し、完全自由化制とブロック制を加えると、およそ80%の回答者が学校選択制を支持しており、学校選択制への理解が定着してきていると考えられる。

一方、「以前の学区制がよい」と回答したのは、平成18年度調査では小学校で14.8%、中学校で11.0%であった。

平成21年度は、学校選択制により地域の活動に影響が生じているという意見もあることから、保護者以外も対象とした「豊島区立学校保護者等意識・意向調査」を実施した。その対象は、①小学校保護者②中学校保護者③保育園・幼稚園保護者④教員⑤教育関係団体（町会・民生児童委員・保護司・育成委員）である。

隣接校選択制の評価は、小・中学校のおよそ50%の保護者が「隣接校選択制（現状）のままがよい」と回答し他の調査対象に比べて高くなっている。（資料4）

一方で、「以前の学区制の方がよい」は、小学校で8.7%、中学校で8.4%と前回調査と比べると小学校で6.1、中学校で2.6減少している。

しかし、教員で40.2%、教育関係団体で30.1%が「以前の学区制の方がよい」と回答しており、保護者との意識の差が大きい。

6. 隣接校選択制の検証

平成13年度にスタートした隣接校選択制も、平成22年度の学校選択制の実施で10年目を迎える。希望校の集中やそれにとまなう特定の学校の小規模化などの課題も明確になってきていることから、10年間の実施結果を検証してこれからの制度運営をより充実したものにしていく必要がある。

(1) 隣接校選択制導入の成果

① 学校選択のニーズに対応

児童・生徒や保護者の意思で学校を選択する割合は、小学校は、平均して20%、中学校は15%で推移しており、全体として安定期に入っている。保護者の意向を反映する制度として、適切に制度運営ができており、保護者の学校選択のニーズを充足している。

② 開かれた学校づくりの推進

各学校で「学校参観週間」による教育活動の公開や「道徳授業地区公開講座」を実施するとともに、学校のホームページや「学校案内」により学校の特色を紹介している。また、教育委員会と学校が連携し、「小学校入学相談会」「中学校説明会」を開催して各種相談・PR活動を行うなど、開かれた学校づくりが進んでいる。

③ 特色ある教育の推進

各学校においては、授業に地域の人をゲストティチャーとして招き伝統芸能を子どもたちに教えてもらったり、児童が地域に出向き、祭りや年中行事の調べ学習を行ったりするなど、地域の方と連携し、特色ある教育活動に取り組んでいる。

また、特色ある学校づくりに取り組む学校を支援するために設けられた「特色ある学校づくり推進校」等の指定を受けた学校数は、平成13年度は7校であったが、20年度は20校となり、地域と連携しながら特色のある教育活動を推進する学校は、着実に増えており、特色のある教育の推進、学校教育の活性化が図られている。

(2) 隣接校選択制導入の課題

選択希望理由から見ると、学校の教育内容や特色を主な理由として、学校が選択されているケースはまだ少数といえる。今後、より一層の特色の明確化とPR、特に、幼稚園・保育園と連携した保護者への働きかけが必要となる。

また、学校施設の状況が、新築校と老朽化した学校で差が大きいいため、適切な施設改修、さらには、子どもスキップの設置や放課後子ども教室の実施など、ハード・ソフト両面での条件整備が必要となる。

なお、通学路については、安全性を理由として選択している割合も多いため、必ずしも課題とは言えない状況である。

(3) 学校規模への影響 特定の小学校の小規模校化

隣接校選択制をひとつの要因として学校規模に変化が生じている。

本来の通学区域の児童・生徒の減少に加え、隣接校選択制によって児童・生徒が他の学校に流れ、特定の学校で小規模化が助長されている。

平成21年度に区立小学校に入学した児童総数は1,208人で、平均で1校あたり52.2人であるが、学校ごとにみると、入学児童数は、最大で87人、最小で17人となっている。小学校では、6校が単学級となっており、それらの学校の入学率は、豊島区の平均を下回っている。

単学級の学校を避ける保護者もいるため、小規模校は、さらに小規模化が加速するおそれがあることから、小規模校強化のための支援策が必要となる。

○小規模校支援対策

小規模校支援については、すでに取り組んでいる施策もあるが、今後さらに充実を図る必要がある。また、小規模校には、児童一人ひとりに対しきめ細やかな指導ができるなどのメリットもあるため、小規模校ならではの特色や魅力を積極的に発信していくことも必要である。

《実施施策》

- ・ 区立小・中学校小規模授業づくり支援事業
- ・ 情報環境整備の優先的実施（モデル校）と ICT（情報通信技術）支援員の拡充

《今後の支援対策案》

- ・ 小規模校支援対策委員会の設置
- ・ 予算重点配分の検討
- ・ 学区内就学予定児童へのPR活動の強化

(4) 地域の学校としての取り組み

児童数の減少に加え、外遊びをする子どもが減った、子どもが地域の行事等に参加しなくなったなど、子どもの行動が以前と比べ、変化していることもあり、社会全体で地域のつながりが弱くなっている。

一方で、「学校選択制により地域との関係が希薄になる」とも指摘されているが、指定校変更制度や区立以外（私立、国立等）への入学者もいるため、必ずしも学校選択制だけが指定校（地域の学校）に入学しない理由とはなっていない。

仮に学校選択制がなくとも、指定校変更制度を利用すれば、受入校に教室が不足するなどの問題が生じない限り、個別審査で変更が許可される。現に23区の中で学校選択制を実施していない区においては、指定校変更制度を利用する率は高くなる傾向がある。

現在、小学生はおよそ1,200人が入学しており、1校当たりでは50人程度となる。地域性もあるため、隣接校選択制度がなくとも小規模化という課題は避けて通

れないのが現状である。

しかしながら、地域の児童、生徒が減少する学区では、保護者や児童・生徒の地域に対する帰属意識の希薄化が懸念されるのも事実である。このため、学校が地域とより一層連携を深め、地域全体の教育力を高めていくことが必要である。また、地域の教育力は、その学区の区立学校に通っている子どものみならず、より広く地域全体の子どもに対して発揮されることが望ましい。

7. 隣接校選択制検証のまとめと今後の方向性

- ① 平成13年度から実施した隣接校選択制は、大多数の保護者から支持されている。
- ② 近年は、希望申請受付期間に小学校では約20%、中学校では約15%が利用し、安定した運用がなされており、学区域の弾力的な運用に一定の効果を挙げている。
- ③ 大部分の小・中学校では、隣接校選択制はおおむね適正に機能しているが、特定の小学校では学校の小規模化を助長する欠点がある。
- ④ 中学校においては、私立中学への進学などによる小規模化の現象が顕著であり、隣接校選択制による影響は、より小さい。
- ⑤ 大多数の保護者の支持を得ている学校選択制の根本的な見直しは難しい。今後は、指定校への就学が基本であることを周知したうえで、隣接校選択制を継続していく。
- ⑥ 選択制の希望が集中する学校については、従来からの抽選方式により適正に運営するとともに、小規模小学校に対する支援を強化する。さらに、小規模校ならではの特色や魅力を積極的にアピールしていく。
- ⑦ 隣接校選択制の受入数（原則40人）については、学校の教室数や受入れ環境等の状況に応じて40人を下回る受入枠を設定するなど柔軟に対応していく。
- ⑧ 今後も、教育ビジョンの改定のつど、制度についての検証を行っていく。

豊島区立小学校及び中学校の通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

平成 12 年 11 月 1 日
教 育 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都豊島区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和 62 年規則第 9 号）で定める通学区域（以下「指定通学区域」という。）以外の学校を、保護者の希望で選択可能とすることにより、豊島区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

(方法)

第 2 条 指定通学区域以外の学校への入学を希望する保護者は、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、第 5 条に定める選択可能校の中から、希望する学校を申請（以下「希望申請」という。）することができる。

2 希望申請を行った保護者に対しては、教育委員会はこの要綱の定めるところにより就学の指定を行う。

(希望申請の受付期間等)

第 3 条 希望申請を行う保護者は、希望申請の受付期間内に教育委員会に申請しなければならない。

2 希望申請の受付期間及び方法は、教育委員会が別に定める。

(希望申請の対象)

第 4 条 希望申請の対象となる児童・生徒は、豊島区に住所を有する者で、学校の第 1 学年に入学する者とする。

(選択可能校)

第 5 条 小学校の選択可能校は別表 1 のとおりとする。

2 中学校の選択可能校は別表 2 のとおりとする。

(希望申請受入枠)

第 6 条 希望申請受入枠は、原則として 1 校あたり 40 名とする。

(抽選)

第7条 希望申請受入枠を超えた申請があった場合は、教育委員会は抽選することができる。

- 2 抽選を行う場合は、当該抽選対象の保護者に対して、抽選する旨の通知を行う。
- 3 抽選は公開とし抽選機により実施する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育委員会事務局教育総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

この要綱は、平成13年9月20日から施行する。

この要綱は、平成14年9月12日から施行する。

この要綱は、平成15年9月12日から施行する。

この要綱は、平成16年9月13日から施行する。

この要綱は、平成17年9月13日から施行する。

別表 1

小学校選択可能校

指 定 校		選 択 可 能 校						
仰高	駒込 5-1-19	駒込	巣鴨	清和	朝日			
駒込	駒込 3-13-1	仰高	朝日					
巣鴨	南大塚 1-24-10	仰高	清和	豊成	朋有			
清和	巣鴨 3-14-1	仰高	巣鴨	西巣鴨	豊成	朋有	朝日	
西巣鴨	西巣鴨 1-27-1	清和	豊成	朝日				
豊成	上池袋 1-18-24	巣鴨	清和	西巣鴨	朋有	池袋第一		
朋有	東池袋 4-40-1	巣鴨	清和	豊成	池袋第一	池袋第三	池袋	南池袋
朝日	巣鴨 5-33-1	仰高	駒込	清和	西巣鴨			
池袋第一	上池袋 4-28-1	豊成	朋有	池袋第二	池袋	文成		
池袋第二	池袋本町 1-43-1	池袋第一	池袋	文成				
池袋第三	西池袋 3-14-3	朋有	池袋	南池袋	目白	長崎	要	富士見台
池袋	池袋 4-23-8	朋有	池袋第一	池袋第二	池袋第三	南池袋	要	高松
文成	池袋本町 4-36-1	池袋第一	池袋第二					
南池袋	南池袋 3-18-12	朋有	池袋第三	池袋	高南	目白		
高南	高田 2-12-7	南池袋	目白					
目白	目白 2-11-6	池袋第三	南池袋	高南	富士見台			
長崎	長崎 2-6-3	池袋第三	要	椎名町	富士見台	千早		
要	要町 2-3-20	池袋第三	池袋	長崎	千早	高松	さくら	
椎名町	南長崎 4-30-5	長崎	富士見台	千早	さくら			
富士見台	南長崎 1-10-5	池袋第三	目白	長崎	椎名町			
千早	千早 3-33-5	長崎	要	椎名町	さくら			
高松	高松 2-57-22	池袋	要	さくら				
さくら	長崎 6-16-1	要	椎名町	千早	高松			

別表 2

中学校選択可能校

指 定 校		選 択 可 能 校					
駒込	駒込 4-5-1	巣鴨北	西巣鴨				
巣鴨北	西巣鴨 3-17-1	駒込	西巣鴨	池袋			
西巣鴨	南大塚 3-18-1	駒込	巣鴨北	池袋	千登世橋	西池袋	
池袋	池袋本町 4-5-24	巣鴨北	西巣鴨	西池袋			
西池袋	西池袋 4-7-1	西巣鴨	池袋	千登世橋	千川	明 豊	
千登世橋	目白 1-1-1	西巣鴨	西池袋				
千川	高松 1-9-21	西池袋	明豊				
明豊	長崎 5-31-29	千川	西池袋				

就学校の指定の流れ

- 市町村教育委員会は、当該市町村の設置する小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。（学校教育法施行令第5条第2項。同令第6条において準用）

この際、多くの市町村教育委員会は、あらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて就学校の指定を行っている。

就学校を指定する場合には、市町村教育委員会の判断により、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることとなっている（いわゆる学校選択制）。（学校教育法施行規則第32条第1項）

- 指定された就学校について、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等において、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村の設置する他の学校に変更することができる。（同令第8条）

市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。（同規則第32条第2項）

また、市町村教育委員会は、就学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表することとなっている。（同規則第33条）

なお、就学校の指定に係る通知においては、就学校の指定の変更についての保護者の申立ができる旨だけでなく、当該要件及び手続に関する事項についても併せて示すことが望ましい。

<就学校の指定の流れ>

